

○東京都立大学における機関定額制による外部計算サーバ利用規程

(平成 25 年度法人規程第 4 号 制定 平成 25 年 8 月 27 日)

**改正令和 2 年 3 月 19 日 31 法人規程第 71 号**

(目的)

第 1 条 この規程は、東京都立大学教育研究用情報システム利用規程(平成 17 年度法人規程第 43 号。以下「利用規程」という。)に基づき、東京都立大学学術情報基盤センターが東京都立大学を代表して契約する機関定額制による外部計算サーバの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 31 規程 71・一部改正)

(利用の制限)

第 2 条 外部計算サーバの利用は、当該利用が学術研究の推進に寄与することを目的とし、かつ、その成果を公開し得る場合に限る。

(利用の資格)

第 3 条 外部計算サーバを利用できる者は、利用規程第 3 条第 1 号に該当し、利用規程第 6 条の規定により教育研究用情報システムの利用が承認され、当該システムを利用するために必要な利用者登録名又は利用者番号が発行された者とする。

(利用の申請)

第 4 条 外部計算サーバの利用を希望する者は、別に定める利用申請書を学術情報基盤センター長(以下「センター長」という。)に提出し、外部計算サーバを利用するために必要な利用者識別名(以下「外部計算サーバアカウント」という。)の発行を受けなければならない。

(利用の承認及び外部計算サーバアカウントの発行)

第 5 条 センター長は、前条に基づく申請を適当と認めるときは、これを承認し、外部計算サーバアカウントを発行する。

(変更の届出)

第 6 条 前条の承認を得た者(以下「利用者」という。)が、利用申請書の記載事項に変更を生じたときには、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(報告等)

第 7 条 利用者は、外部計算サーバの利用を止めたときは、速やかに、センター長に届け出るとともに、その結果を報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センター長は、必要に応じて、利用者に対し、外部計算サーバの利用の経過及び結果について報告を求めることができる。

3 利用者は、外部計算サーバを利用して行った研究の成果を論文等により公表するときは、外部計算サーバを利用した旨を明らかにし、かつ、当該論文等の写しをセンター長に送付するものとする。

(利用者の責任)

第 8 条 利用者は、外部計算サーバアカウントを第三者に貸与又は譲渡してはならない。

- 2 利用者は、外部計算サーバアカウントを盗用されないよう適正に管理しなければならない。
- 3 利用者は、この規程に定めるもののほか、東京都立大学教育研究用情報システム管理運用に関する要領その他関連する規則等を遵守しなければならない。

(平 31 規程 71・一部改正)

(利用承認の取消し等)

第 9 条 センター長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者の利用承認を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 教育研究用情報システムの運営に重大な支障を生じさせたとき。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、外部計算サーバの利用に関して必要な事項は、センター長が情報システム部会の議を経て定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日 31 法人規程第 71 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。